第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万千二百円
第十号	十一万千円	十二万七千六百円

4　第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万千五百円
第五号	五万千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円
第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円
第九号	八万八千円	二万二千円
第十号	十一万千円	二万八千円

5　第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	一万五千円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第五号	五万千円	二万五千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円
第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千円
第十号	十一万千円	五万五千五百円

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第十二条の五　道府県知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第十二条の三第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項若しくは第三項又は前条第四項若しくは第五項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2　道府県知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第百七十七条の九の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第百七十七条の十三から第百七十七条の十五までの規定を除く。）を適用する。

3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4　第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第百七十七条の十八第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第百七十七条の十八第一項中「納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ」とあるのは「附則第十二条の五第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税の種別割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九条の八の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第二十九条の八の二　市町村は、第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間（附則第二十九条の十八第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

附則第二十九条の九に次の四項を加える。